

オランダ留学で得た知見が租税実務にどう役立つか

ダブル・トリガー・RSUについての覚書を兼ねて

川添文彬

JTC 東京法律事務所
弁護士



本稿では、筆者がオランダ留学で得た4つの知見を紹介し、これらが租税実務にどう役立つのかを考察する。具体的な役立ち方を示すため、筆者の実務経験及び個人的関心に基づき、主として株式報酬を、また補助的に税務訴訟を題材として取り上げる。株式報酬については、おそらく本邦初の試みとして、米国実務で用いられる「ダブル・トリガー・RSU」を紹介し、日本で同RSUを導入する際の税制上の問題点及び税制整備の方向性を検討する。

はじめに

筆者は、留学前から、国際租税法を含む租税法に関するアドバイス及び租税争訟案件に関与していたことから、海外留学後、実務で直接使える知識の習得を求めてオランダのライデン大学（ITC Leiden-国際租税法LL.M. 2017～2018年）に留学した。もっとも、筆者にとって嬉しい誤算だったのは、オランダ留学により、国際租税法に関する知識のみならず、租税実務一般に役立つ知見を得ることができた点である。

本稿は、そのタイトルのとおり、筆者がオランダ留学により得た知見が租税実務にどう役立つかをを紹介することを主たる目的とするものであり、大きく、①筆者がオランダ留学で得た知見の紹介（下記Ⅰ）、及び、②その知見が租税実務にどう役立つかの考察（下記Ⅱ）から構成される。

Ⅰ オランダ留学で得た知見

1 学びの背景

筆者の留学先のLL.M.のコースは、主に、各国の研究者や実務家による以下の大きな題材に関する授業で構成されていた。

- (1) 租税法の基礎理論（租税政策論を含む）
- (2) 租税条約
- (3) 欧州の租税法
- (4) 米国の租税法

筆者は、これらの題材を約30か国60名の租税実務家（主にタックスローヤー、タックスアカウンタント）及び租税実務家を志す若い学生と共に学んだ。

本稿で紹介する知見の多くは、これらの授業の内容、講師陣の授業中の雑談及び同級生との交流を通じて得られたものである。

2 租税法の基礎理論は、世界共通で議論されている（知見①）

いうまでもなく、税制は国により異なるものである。しかし、留学中に筆者が学んだのは、税制策定のもとになる「租税法の基礎理論はおおむね世界共通で議論されている」（知見①）ということである。

すなわち、筆者は、日本の租税実務家が基本書で学ぶのとほとんど同じ、租税法に関する基礎理論を、留学先の租税法の基礎理論の授業で学ぶことになった。「法律や税制は国により異なるもの」と考えていた筆者にとって、見慣れた基本書に記載された租税法の基礎理論が、世界共通で議論されている租税法の基礎理論であったということは、意外に重要な発見であった。例えば、資産の含み損益に対する所得課税に関して、「現金化しておらず納税資金の確保が難しい段階で、時価評価の困難な資産の含み損益に対して課税することは合理的ではない」という見解は、国を超えてコンセンサスを得られるものであり、したがって、世界各国では、一般的に、その見解を基礎とした税制が整備されているように思える。

要するに、国により異なる多様な税制があるといっても、「租税法の基礎理論はおおむね世界共通で議論されている」（知見①）とすれば、合理的な租税政策の選択肢の範囲内で異なるにすぎないものであると理解できるのである。

3 通常、日本で行われる取引は世界でも行われ、世界で行われる取引は日本でも行われる（知見②）

およそ課税関係を考えるにあたっては、

経済活動や取引が前提となるため、筆者の留学先のコースでも多くの種類の取引を題材にして、海外の租税法や租税条約を検討した。この体験を通して筆者が学んだのは、「通常、日本で行われる取引は世界でも行われ、世界で行われる取引は日本でも行われる」（知見②）ということである。

すなわち、売買契約、賃貸借契約、組合契約、合併等の組織再編、ファイナンス契約、自社株買い、ストック・オプション、株式報酬、信託等の実務上目にする取引の多くは、日本でも世界でも共通で行われている取引なのである。

このことを理解すれば、海外で行われる取引が日本において行われていない場合にはその理由を考える契機になる。これは、日本の実務上の先例のない取引を検討する上でも、日本国内の税制の問題点及びあるべき改正の方向性を考える上でも、役立つものである。

4 税務訴訟の件数や勝訴率は国により大きく異なる（知見③）

世界各国の司法統計に基づくものではないが、筆者の見聞きした情報によれば、国により、税務訴訟の件数や勝訴率は大きく異なっている（知見③）。例えば、ブラジルや韓国の税務訴訟の件数が多い、インドの税務訴訟の勝訴率が高い、中国の税務訴訟で勝訴することは難しい等である。

世界の中で相対的に見ると、おそらく、日本の税務訴訟の件数は多いほうではなく、かつ、勝訴率も統計上は高いほうではないであろう。これらの事実は、日本で租税実務を扱う弁護士の数が少ないことの一因になっているように思われる。

5 国際租税法の重要性は国により異なる (知見④)

筆者は留学を通じて、「国際租税法の重要性は国により異なる」(知見④)ということを学んだ。

国際租税法は国境を越えた経済活動において問題となるものであるから、欧州等の多くの国が大陸でつながっており国境を越えた取引が発生しやすい国々においては、相対的に、重要性が高いといえる。実際に、欧州では、3か国以上の国が関係する経済活動も多いようであり、国際租税法に関する判例が日本とは比べものにならないほど多く蓄積されている。

他方で、筆者の留学先のコースの講師であった米国の実務家教授によれば、米国では国際的な市場よりも国内市場のほうがはるかに大きいために、米国の実務家にとっては、国際租税法は実務上あまり重要なものではないと考えられているようである。

これらの知見に基づき、では現在及び将来の日本はどうかと考えることができる。それが租税実務に直接役立つことはないであろうが、実務家としては、自身の扱う分野の特性を把握しておくのも重要であり、いずれどこかで間接的に役立つ日がくるかもしれない。

II 上記知見が租税実務にどう役立つのか

上記Iにおいて、筆者がオランダ留学で得た知見のうち重要と考えたものを紹介した。以下では、これらの知見が租税実務にどう役立つのかについて、主として株式報

酬(下記1及び2)を、また補助的に税務訴訟(下記3)を題材としながら考察する。

1 日本の租税法を参考に、海外租税法を想像する (知見①関連)

留学後に、筆者が多く扱った案件として、グローバル株式報酬の導入支援がある。グローバル株式報酬とは、典型的には、海外グループ子会社を保有する日本の上場企業が、当該上場企業の株式をグループ全体の役員に報酬として付与する制度であり、その導入のためには、海外グループ会社の所在する世界各国の法務及び税務に関する調査が必要となる。

「法律や税制は国により異なるもの」であるから、当該調査には、世界各国の法務及び税務の専門家の協力が必要となり、これらの専門家のレポートを確認することになる。もっとも、「租税法の基礎理論はおおむね世界共通で議論されている」(知見①)とすれば、日本の税制にある制度(例えば、役員給与の損金算入規制や退職所得の優遇税制等)は、海外の税制にも存在しうるとの視点を持ちながら、そのレポートを確認することが租税実務家としてのバリューの出どころであり、レポートの内容に疑義があれば、海外の専門家に質問をして確認することになる。

2 海外租税法や取引を参考に、日本の租税法や取引を考える～ダブル・トリガー・RSUについての覚書を兼ねて (知見②関連)

米国では、未上場企業でも、株式報酬の一類型であるリストラクテッド・ストック・ユニット(以下、「RSU」(注1))というを

導入する事例がある。

米国では、未上場企業特有のRSUとして、株式に流動性が乏しく現金化できない時点で税負担が発生することを避けるため、①勤続期間等の一定期間の経過（第一のトリガー）及び②株式の証券取引所への上場後の一定期間の経過等（第二のトリガー）を、権利確定の条件とするRSU（このようなRSUは、通常のRSUが第一のトリガーのみを権利確定条件とするのに対して、二重の権利確定条件が付いているという意味で、「ダブル・トリガー・RSU」と呼ばれる）が多く用いられてきたようであり、Meta Platforms社（旧Facebook社）が、2012年のIPOの数年前に、このダブル・トリガー・RSUを導入したのがリーディングケースのようである（注2）。

他方で、日本の未上場企業（上場企業の関連会社を除く）でRSUを導入する事例はほとんど見当たらない（なお、RSUを導入する日本の上場企業は、役員給与の損金算入規制に係る2017（平成29）年度税制改正以降、急速に増加傾向にある）。

「通常、日本で行われる取引は世界でも行われ、世界で行われる取引は日本でも行われる」（知見②）とすれば、米国未上場企業で使われているRSUという取引が、日本の未上場企業でほとんど利用されていない理由が気になるところである。

この点、筆者の理解によれば、米国では法人の役員に対する非上場株式の報酬を損金の額に算入することを制限する税制はないのに対して、日本では法人の役員に対する非上場株式の報酬を損金の額に算入することはできない（法法34①二口）。また、経済産業省によれば、「市場価格のある株

式」（同号ロ）かどうかの判定は、報酬決定時点（所定の時期に確定した数の株式を交付する旨の定めを行った時点）で行われるため（注3）（注4）、この見解によれば、未上場企業の役員に対するRSUは、株式上場後に権利が確定し株式が交付されるものであっても、損金の額に算入できないことになる。

この税制上の理由で、日本の未上場企業が、役員に対するRSUを事実上利用できないとすれば、そして未上場企業においてRSU（若しくはダブル・トリガー・RSU）を認めることが社会にとって有益である（株式そのものをインセンティブ報酬として事後的に支払いたいとの未上場企業の需要を、シンプルな報酬プランにより満たすことができる）又は少なくとも有害ではないとすれば、上記の役員給与の損金算入規制については、税制の中立性の観点から合理的な範囲の税制改正をしたほうがよいように筆者には思える。

この税制整備の選択肢としては、以下の方法などがあると考えられる。

- ① 未上場企業の間導入した役員に対するRSUであっても、上場企業になった後に権利が確定するもの（ダブル・トリガー・RSUを含む）については、事前確定届出給与の要件を満たせば、損金の額に算入できることを明確にする方法（法法34①二口の改正、通達による明確化又は（注3）の経済産業省のガイドラインの改正）
- ② 上場企業と同じ要件で、未上場企業の役員に対するRSU（ダブル・トリガー・RSUに限られない）を損金の額に算入できるようにする方法（法法34①二口の改

正)

③ 税制適格ストック・オプションの要件等を参考にして、一定の要件を課した上で未上場企業の役員に対するRSUの損金算入を認める方法（法34①二の改正）

なお、上記の役員給与の損金算入規制は、（みなし役員ではない）従業員には適用されないから、日本の未上場企業であっても、従業員に対してRSUの付与を行うことに税制上の障害はないであろう。もっとも、株式を利用したインセンティブ報酬プランについて、役員と従業員の両方を対象とする役職員一体型のプランが広く利用されていることからすれば、役員に対してRSUの付与を行う際の税制上の障害が、事実上、従業員に対してRSUの付与を行う際の障害として作用している可能性がある。

以上のような考察は、先例踏襲型の日常業務を行う上では役に立たないかもしれない。しかし、先例のない問題に取り組み、またその実務経験に基づき日本の税制の問題点の検討及び改善点の提案を行うことは、日本社会の発展のために租税実務家が果たすことのできる重要な役割の1つであるように筆者には思える。

3 日本の税務訴訟について（知見③ 関連）

上記のとおり、日本の税務訴訟は、統計上、件数及び勝訴率の両方が相対的に低調である（知見③）。もっとも、筆者の実務経験では、日本の税務訴訟において勝訴率が統計上低いのは、（筆者から見て）当初から勝ち目の薄い税務訴訟の割合が多いことによるものであり、これらを除けば、税務訴訟の勝訴率は必ずしも低いものではな

いように思う。

このような知見を踏まえて、日々の租税実務において、自身のアドバイスが、国税当局に許容されるかだけではなく、最終的に裁判所で通用するかどうかを考えてみることは、そのアドバイスの質を高め、依頼者を不必要な課税リスクに晒さないためにも重要であるように思われる。

おわりに

以上、本稿は、筆者の主観を含む1つの考察にすぎないが、読者の方々に興味深い内容が少しでも含まれていれば幸いである。

（注1） RSUとは、典型的には、あらかじめ交付株式数を定めて、勤続期間等の一定期間経過後に、その株式を役職員に交付する報酬（事後交付型株式報酬）であり、世界的に一般的な株式報酬制度である。

（注2） Meta Platforms社のAnnual Report 2012（51-52頁）。その他にも、Dropbox社、Uber Technologies社等を含む一定数の企業が、ダブル・トリガー・RSUを利用した事例がある。

（注3） 経済産業省産業組織課『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引』（2021年6月時点版）42頁Q7。

（注4） この法解釈は必ずしも自明ではない（松尾拓也ほか編著『インセンティブ報酬の法務・税務・会計』（中央経済社、2017年）361頁）。

Profile

川添 文彬（かわぞえ ふみあき）

JTC東京法律事務所 代表弁護士

一橋大学法科大学院（2012年卒）、ライデン大学（ITC Leiden-国際租税法LL.M.）（18年卒）、アンダーソン・毛利・友常法律事務所（14～20年）を経て、JTC東京法律事務所代表弁護士（21年～）及びスマート・アワード・ブラザーズ代表取締役CEO（21年～）。
